

小児慢性特定疾病児童等 訪問看護事業のご案内



在宅で療養されている“人工呼吸器を装着し小児慢性特定疾病医療費を受給している方”に対し、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護が行われた場合に、助成します。

《概要》

診療報酬で定められた回数（1日3回）を超えるご自宅への訪問看護が行われた場合に、県が訪問看護ステーションに対して費用を助成します。

なお、本事業は年間100回を上限として利用することができます。

（自己負担）

訪問看護師の交通費は自己負担していただきます。

《対象者》

栃木県内（宇都宮市を除く）に住所を有する小児慢性特定疾病医療費の受給者（満20歳未満）で、かつ、当該小児慢性特定疾病を主たる要因として、在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める者

《手続き》

利用申請書を患者さんの住所を管轄している、県の健康福祉センターの担当窓口へ提出してください。

*詳しくは、下記の問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】

県西健康福祉センター Tel 0289-62-6225	今市健康福祉センター Tel 0288-21-1066
県東健康福祉センター Tel 0285-82-3323	栃木健康福祉センター Tel 0282-22-4121
県南健康福祉センター Tel 0285-22-1509	矢板健康福祉センター Tel 0287-44-1297
県北健康福祉センター Tel 0287-22-2679	烏山健康福祉センター Tel 0287-82-2231
安足健康福祉センター Tel 0284-41-5895	

栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課 Tel 028-623-3086